

令和8年

5月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和8年5月定例総会 会議録

1 日 時 令和8年5月13日（水） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（25名）

1番	莊司太一郎	委員	2番	後藤 保喜	委員	3番	池田 良之	委員
4番	大場 重樹	委員	5番	石川 渡	委員			
7番	吉高祐二郎	委員	8番	五十嵐弘樹	委員	9番	佐藤 秀之	委員
10番	飯塚 将人	委員				12番	兼山 宏勝	委員
13番	尾形 大介	委員				15番	佐々木浩希	委員
16番	佐藤 浩良	委員	17番	高橋 公基	委員	18番	三浦ひとみ	委員
19番	佐藤 利篤	委員	20番	阿部 香美	委員	21番	土田 治夫	委員
			23番	佐々木治人	委員	24番	伊與田明子	委員
25番	川村 恵実	委員	26番	齋藤 均	委員	27番	佐藤 耕造	委員
28番	田村 晴久	委員	29番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（4名）

6番	佐藤 良	委員	11番	佐藤 晴子	委員	14番	樋口 準二	委員
22番	伊藤 正行	委員						

5 事務局職員出席者

事務局長	玉澤千秋	事務局次長	齋藤理博		
農地主査兼農地係長	土門純洋	主事	水島直哉	建設産業主査	安倍 誠
調整主任	小松文緒				

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
3. 解約について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第20号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第21号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第22号	農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について
議第23号	農用地利用集積等促進計画の認可について
議第24号	酒田農業振興地域整備計画の変更について

議第25号 令和7年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価について

8 開 会

開 会

(午前9時30分 開会)

○事務局長 おはようございます。

ただいまから令和8年5月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たり、齋藤会長が挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○事務局長 総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。齋藤会長、よろしくお願ひいたします。

○齋藤 均 議長 それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、6番、佐藤良委員、14番、樋口準二委員、22番、伊藤正行委員、11番、佐藤晴子委員です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎会議録署名委員の指名

○齋藤 均 議長 最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願ひします。

議事録署名委員に、23番、佐々木治人委員、24番、伊與田明子委員の両名に願ひします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長 最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○事務局長 報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理について11件、2番、農地の現況等に係る照会に対する回答について4件、3番、解約について1件、4番、農地法第18条第6項の規定による通知受理について6件、以上22件につきまして農地係長が報告いたします。

○農地係長局

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長 報告事項ではございますが、ご質問、ご意見がある方願ひします。ございませ

んか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議 事

○齋藤 均 議長 これより議事に入ります。

議第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第20号 農地法第3条の規定による許可申請については、18件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして農地係長が説明いたします。

○事務局 議第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

なお、所有権移転に係る重要な売買価格につきましては、別添資料に記載しておりますが、千円未満切り捨てにしております。

それでは、読み上げます。

10ページをご覧ください。

酒田74番、所有権移転、生石の畑3筆、東京都北区の〇〇さん、〇〇さんから、生石の〇〇さんへ、申請事由はその他で、贈与になります。

酒田75番、所有権移転、新堀の田2筆、新堀の〇〇さんから新堀の〇〇さんへ、申請事由はその他で、贈与になります。

酒田76番、所有権移転、落野目の田1筆、落野目の〇〇さんから落野目の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり売買価格は14万9,000円、総額45万円になります。

11ページをご覧ください。

酒田77番、所有権移転、穂積の畑1筆、保岡の〇〇さんから穂積の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり売買価格は60万5,000円、総額50万円になります。譲受人の〇〇さんは、遊佐町でブルーベリーの栽培を行っており、出荷もしているとのこと。新規就農には該当しません。

酒田78番、所有権移転、宮野浦の田2筆、青森県八戸市の〇〇さんから飯森山2丁目の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり売買価格は12万1,000円、総額7万円になります。

酒田79番、所有権移転、刈屋の田畑2筆、刈屋の〇〇さんから刈屋の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり売買価格は畑が5万円、田が11万1,000円、総額4万円になります。こちらの農地は、農業用施設用地として使われていましたが、今後は樹園地としての計画です。

酒田80番、賃貸借、刈屋の畑1筆、刈屋の〇〇さんから刈屋の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり賃料2万242円、10年になります。こちらの農地は樹園地です。

12ページをご覧ください。

酒田81番、賃貸借、安田の田1筆、安田の〇〇さんから安田の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり賃料1万円、5年になります。

酒田82番、賃貸借、浜中の畑1筆、広岡新田の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり賃料4,000円、3年になります。

酒田83番、賃貸借、手蔵田の田2筆、手蔵田の〇〇さんからこあら1丁目の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり賃料1万円、1年になります。この案件は、農地中間管理事業に移行の予定です。

13ページをご覧ください。

酒田84番、使用貸借、宮内の田畑11筆、宮内の〇〇さんから宮内の〇〇さんへ、申請事由はその他で、親子間の経営移譲、10年になります。

八幡45番、所有権移転、市条の田畑5筆、市条の〇〇さんから市条の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり売買価格は字甘藷、字横枕が20万円、字甘藷が1万7,000円、総額60万9,000円になります。

14ページをご覧ください。

八幡46番、賃貸借、赤剥の田8筆、小泉の〇〇さんから山楯の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり賃料は、字道の下、字下ゴロ、字村越が8,000円、字西山ノ下が1,000円、10年になります。

八幡47番、賃貸借、赤剥の田4筆、小泉の〇〇さんの法定相続人、〇〇さんから山楯の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり賃料8,000円、10年になります。

八幡48番、賃貸借、赤剥の田1筆、法連寺の〇〇さんから山楯の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり賃料8,000円、10年になります。

15ページをご覧ください。

松山3番、所有権移転、字新屋敷、字北町の畑2筆、字北町の〇〇さんから字新屋敷の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり売買価格は128万7,000円、総額200万円になります。譲受人の〇〇さんは新規就農になり、別添資料にエントリーシートを添付しております。知人から助言を受け、野菜栽培を計画しております。

平田6番、所有権移転、中野俣の田1筆、中野俣の〇〇さんから中野俣の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり売買価格は20万円、総額22万4,400円になります。

平田7番、所有権移転、中野俣の田1筆、中野俣の〇〇さんから中野俣の〇〇さんへ、申請事由は

相手方の要望で、10アール当たり売買価格は20万円、総額9万円になります。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

5月8日に第2班による農地調査委員会を行っております。

議第20号 農地法第3条の規定による許可申請については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認します。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けてないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、これより質疑に入ります。

まず初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

20番、阿部香美委員に該当する案件がありますので、この案件を先に審議します。

20番、阿部香美委員の退席を求めます。

暫時休憩します。

(休 憩)

(再 開)

○齋藤 均 議長 再開します。

質疑に入ります。

20番、阿部香美委員に関連する議案書12ページ、酒田82番の議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見のある方をお願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、酒田82番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議ないようですので、酒田82番の議事参与の制限の案件については、許可決定といたします。

ここで、20番、阿部香美委員の退席を解除します。

暫時休憩します。

(休 憩)

(再 開)

○齋藤 均 議長 再開します。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。

ご質問、ご意見がある方お願いします。

尾形委員。

○13番 尾形大介委員 13番、尾形です。

松山3番なんですけれども、これ15アールぐらいですか。約1,553平米、こういうの200万、10アール200万というんですけれども、これってすごい高いような気がするんですけれども。これの説明をお願いします。

○齋藤 均 議長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 こちらのほうは、広い土地なんですけれども、作業小屋のほうが隅のほうに建っておりまして、そちらも含めての金額になりました。

○齋藤 均 議長 一旦休憩します。

(休 憩)

(再 開)

○齋藤 均 議長 再開します。

尾形委員、今の説明でよろしかったでしょうか。

○13番 尾形大介委員 分かりました。

○齋藤 均 議長 それでは、ほかにご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

これまで許可決定した議事参与の制限以外の議案について、許可決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について、許可決定といたします。

以上により、議第20号については全て許可決定となりました。

続きまして、議第21号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第21号 農地法第5条の規定による許可申請については、1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について農地係長が説明いたします。

○事務局 議第21号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

16ページをご覧ください。

酒田6番、坂野辺新田地続山の畑、山林とあるのは現況畑、計10筆、登記簿面積2万224平方メートル、実測面積8,623平方メートル、坂野辺新田の〇〇さん外2名から旭新町の〇〇さんへの貸借となります。採取量は2万8,352立方メートル、最大掘削深は9.5メートルです。

今回は、6回予定している計画の4回目になります。

別紙資料の6から13ページが議第21号関連の資料となります。

資料の6ページをご覧ください。

場所は、袖浦地区の坂野辺新田集落の西側になります。赤い点の箇所が今回の申請地です。

7ページは平面図になります。

搬出量につきましては、北側から農道を通り、県道に出る計画となっております。

8ページから9ページは、現況写真となっております。

10ページから12ページは、優良農地造成後の耕作確認書となります。栽培作物は柿、野菜、大根、カブ、小豆となっております。

13ページは全体計画となっております。

説明は以上でございます。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 議第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元農業委員の現地調査の結果を確認します。

20番、阿部香美委員より報告願います。

○20番 阿部香美委員 20番、阿部です。

酒田6番について、4月30日に事務局と現地の確認を行いました。

周囲への影響もなく、転用はやむを得ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方をお願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第21号 農地法第5条の規定による許可申請についてを許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議ないようですので、議第21号については許可決定といたします。

続きまして、議第22号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第22号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請については、やまがた農業支援センターに農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの可否を決定しようとするものであります。

詳細について農地係長が説明いたします。

○事務局 議第22号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請についてです。

18ページをご覧ください。

表を読み上げます。

特中5番、出し手、中牧田の〇〇さん、中牧田の田2筆、面積4,344平方メートル、権利の種類、所有権。公告予定日、令和8年6月17日。10アール当たり単価30万円、受け手、中野俣の〇〇さん。

特中6番、出し手、飛鳥の〇〇さん、飛鳥の田1筆、面積平米5メートル、権利の種類、所有権。公告予定日、令和8年6月17日。10アール当たり単価が40万円。受け手、飛鳥の〇〇さんです。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

議第22号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、要請することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第22号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請についてを、要請とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議ないようですので、議第22号については要請することといたします。

続きまして、議第23号 農用地利用集積等促進計画の許可についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第23号 農用地利用集積等促進計画の認可については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、やまがた農業支援センターから認可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について農地係長が説明いたします。

○事務局 議第23号 農用地利用集積等促進計画の認可についてです。

20ページをご覧ください。

内容としましては、4月の定例総会においてご承認いただきました促進計画策定の要請をしておりました案件となります。

このたびやまがた農業支援センターより議案書20ページのとおり、中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可申請があったことから、認可してよろしいかご審議いただくものとなっております。

なお、認可につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律では県知事の認可を受けなければならないとされておりますが、本市では、県より認可交付の権限の委譲を受けております。よって、本市において認可することになります。

それでは、表を読み上げます。

特中4番、出し手、漆曾根の〇〇さん、飛鳥の田1筆、面積4,000平方メートル、権利の種類、所有権。公告予定日は令和8年5月18日。10アール当たり単価50万円。受け手、飛鳥の〇〇さんです。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 議第23号 農用地利用集積等促進計画の認可については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、認可することに特に問題はないとの意見であったと報告いたします。

○齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

本件は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件になります。

21番、土田治夫委員が該当しますので、退席を求めます。

暫時休憩します。

(休 憩)

(再 開)

○齋藤 均 議長 再開します。

ご質問、ご意見のある方をお願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第23号 農用地利用集積等促進計画の認可についてを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議ないようですので、議第23号については許可することといたします。

ここで、21番、土田治夫議員の退席を解除し、暫時休憩します。

(休 憩)

(再 開)

○齋藤 均 議長 再開いたします。

続きまして、議第24号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第24号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、酒田市長から意見を求められているものです。

詳細については、農地係長が説明いたします。

○事務局 議第24号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてです。

22ページをご覧ください。

今回の変更は、農地から農業用施設用地への用途変更です。

別添資料14ページから34ページがこの案件の資料になります。

14ページをご覧ください。

こちらが事業企画書になります。事業計画者は、〇〇さん、畑1筆、2,281平方メートルに乾燥調製施設を建設するための用途区分の変更になります。

施設の概要は、乾燥機等格納庫1棟200平方メートル、農業用車両通路697平方メートル等になります。乾燥調製施設の利用規模は約34ヘクタールのようなのです。

工期は令和8年6月から8月を予定しています。

16ページから20ページは、地区農業振興協議会、自治会、隣接所有者等からの同意書、承諾書になります。日付が令和7年12月24日となっております。もともとは3,368平方メートルの畑でしたが、分筆して2,281平方メートルとなっております。

別添資料の26ページをご覧ください。

こちらは位置図になっています。

場所は、六ツ新田の集落の北側の農地になります。

別添資料28ページ、29ページをご覧ください。

こちらは現況写真となっております。

別添資料30ページをご覧ください。

こちらは建物の配置図になります。

別添資料の32から34ページをご覧ください。

こちらは建物の平面図、立面図となっております。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

議第24号 酒田農業振興地域整備計画の変更について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、変更同意することに特に問題はないとの意見であったと報告いたします。

○齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方をお願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第24号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議ないようですので、議第24号については変更することに同意することといたします。

続きまして、議第25号 令和7年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第25号 令和7年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価については、令和4年2月の制度改正によって、農業委員会の活動内容と農地利用最適化推進委員等の個人活動について点検・評価を行うこととなったことから、その点検・評価内容を総会で決定していただくため、お諮りするものです。

このたびの議決後は、県などへその内容を通知するとともに、ホームページでの公表も行います。

なお、添付資料には、さきにご提出いただきました委員個人別の活動点検表を添付しております。総会での意見を個人別に付す必要がございますので、氏名などは削除し、順番は不同にしております。総会資料と併せてご参照いただき、それぞれの意見の決定をお願いいたします。

資料の詳細につきましては、次長が説明いたします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

先ほどありました個人別の順不同の資料については、資料の35ページからになっておりますけれども、先に議案のほうからご説明いたします。

議案の資料については、ページが25ページになっています。

こちらの表について、左側から読み上げます。

令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価です。

最初に、最適化活動の成果目標についてです。

農地の集積化です。

前年度末の集積率については80.2%でした。これに対して、目標は81.0%です。実績については、年度末の農地面積が1万1,600ヘクタールでしたので、集積面積9,439ヘクタールに対し、81.4%という結果となっております。

遊休農地の解消についてです。

目標は4.6ヘクタールです。実績は0.1ヘクタール。黄区分の解消工程表策定については、策定したというふうに報告いたします。

新規については、目標はゼロ、実績もゼロのヘクタールとなっております。

新規参入の促進については、目標が22.7ヘクタール、実績は468.3ヘクタールです。

続きまして、最適化活動の活動目標についてです。

酒田市につきましては、農地利用適正化推進委員についてはございませんので、最適化活動の農業委員の数については29人となっています。推進委員等が適正化活動を行う日数について、目標は月当たり10日、これに対して実績は11.16日でした。活動強化月間は、年間で3回、実績は1回多く4回となっております。新規参入相談会の参加に対しては、目標1件、実績1件です。

右側に表をずらします。

点検・評価結果ですけれども、後ほど資料のほうで詳細ありますけれども、こちらについて、目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた、成績を残された方はお一人、目標に対し期待を上回る結果が得られた方が28人となっております。

ページを次のページに移ります。

こちらは、今、申し上げた概要の詳細について載っています。

上から順に概要のほうをお話しします。

最初に、農業委員の状況についてです。

令和8年4月1日現在の状況になっています。農業委員会の現在の体制は、定数29人に対し実数29人です。農地利用最適化推進委員は、定数、実数ともにゼロです。

農家・農地等の概要については、その数が2,393、農業経営体数が1,950、農業者数につきましては、基幹的農業従事者数2,789人、女性が1,021、40代以下が375になっています。経営体数、経営体ですけれども、認定農業者が830、以下ご覧の表のとおりです。

耕地面積ですけれども、1万1,600ヘクタールに対し、田が9,950、畑が1620ヘクタールとなっております。

次のページに移ります。

最適化活動の実施状況についてです。

目標については、前年については100ヘクタール多く、1万1,700ヘクタールでした。集積面積は9,388ヘクタール、集積率は80.2%でした。これに対し目標は、集積面積、年度末については9,477ヘクタール、集積率が81.0%になるよう目標設定をいたしました。これに対し実績といたしましては、最終的に81.4%となっております。

なお、農地面積は、100ヘクタール減りまして1万1,600ヘクタールになっておりますが、集積面積は38ヘクタール減ることができました。目標に対して達成は100%を超え、100.5%となっております。

遊休農地の発生防止・解消について申し上げます。

1号遊休農地面積は26.9ヘクタールです。目標については、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積で23.1ヘクタール、これに対し、目標を4.6ヘクタールといたしました。

実績です。今年度解消できた面積は0.1ヘクタール、達成は2.2%です。新規についてはございませんでしたので、実績ございません。

新規参入の促進についてです。

過去3年分の新規参入についての実績、現状を記載しております。これに対し、目標についてですけれども、3年分の平均が22.6ヘクタールとなりますので、こちらに合わせ22.7ヘクタール、10%ですけれども、設定をいたしました。

実績についてですけれども、次のページ、29ページになります。

実績468.3ヘクタールで、達成は大きく超えまして2,063%となっています。

なお、参考までに、新規参入者の参入状況は旧経営体となっております。

続きまして、最適化活動の活動目標についてです。

1人当たりの活動日数は月10日、月間については3回、実績は4回となっております。詳細ですけれども、令和7年8月、それから、令和7年7月から8月、令和7年12月から8年の2月まで、令和7年12月までということで、内容のほうは29ページ下段の②実績のところになっております。

30ページをご覧ください。

新規参入相談会の参加です。

目標については、参加人数2人ということで設定しておりましたが、実績については1人、場所については酒田市袖浦農業協同組合となっております。

一番最後です。30ページの下段です。

先ほど申し上げましたとおり、目標に対し大幅に上回る結果が得られた方がお一人、期待を上回る結果が得られた方が28人となっております。

31ページをご覧ください。

事務の実施状況についてです。

1番、総会、部会の開催実績。総会については毎月開き、3月に臨時総会を開催していますので、13回となっております。

2番、農地法第3条に基づく許可事務ですけれども、1年間の処理件数は214件で、許可したものは同じ数214件でした。

3番、農地転用に関してです。1年間の処理件数は39件、許可相当件数39件でした。

4番、違反転用の対応についてです。農地面積1万1,600ヘクタールに対し、年度末の違反については0.07ヘクタールとなっています。解消のために実施した活動内容は、農地パトロールの実施です。解消に至った面積はゼロになっています。

32ページをご覧ください。

今、申し上げました事務の実施状況についての一覧となっています。数字については同じものとなっていますので、ご覧になったとおりということで、ご理解をお願いいたします。

それでは、資料のほうに確認をお願いいたします。

資料については35ページからです。こちらから委員の皆様29名分、29枚ございますので、順については不同となっています。先ほど申し上げましたとおり、委員番号と担当地区とお名前については空欄となっています。

説明については以上です。

○齋藤 均 議長 ここで2分間程度の時間を取りますので、資料の確認をお願いします。

ただいま令和7年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価について資料をご確認いただきましたが、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、令和7年度農業委員会及び推進委員等の点検・評価についての農業委員会の意見についてお諮りいたします。

農業委員会の活動内容については原案どおり決定し、委員29名の最適化活動に対しての意見としては、活動状況に問題なしとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議ないようですので、農業委員会の活動内容については原案のとおり決定し、委員29名の最適化活動に対しての意見としては、活動状況に問題なしとすることといたします。

その他、何かございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、令和8年5月定例総会を閉会いたします。

午前10時27分 閉会